

資料区分
受理警察署

【主たる営業所の名称を変更】

変更届出書

古物営業法第7条第1項の規定により変更の届出をします。

熊本県 公安委員 ← 主たる営業所を管轄する公安委員会

提出する際に警察署で記載する。※変更の日から3日前までに届出が必要。

令和4年6月3日

届出者の氏名又は名称及び住所
 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
 株式会社 生環 代表取締役 生環 太郎

許可の種類	① 古物商 2. 古物市場主
許可証番号	9 3 1 0 1 0 0 0 1 2 3 4
許可年月日	3. 昭和 4. 平成 ⑤ 令和 0 4 年 0 4 月 3 0 日
氏名	(フリガナ) セイカン
又は名称	(漢字) 株式会社 生環
住所	熊本 都道 熊本市中央 市区 府(県) 町村 水前寺6丁目18番1号

この太枠内は必ず記載。許可証記載どおりに記載する。

営業所又は古物市場に係る変更事項

変更区分	1. 新設 : 営業所等を新設(「変更・廃止する営業所又は古物市場の名称」欄を除く全項目に記載、「営業所・古物市場の変更予定年月日」欄に新設予定年月日に記載) ② 変更 : 従前の届出事項を変更 4. 廃止 : 営業所等を廃止(「営業所・古物市場の変更予定年月日」欄に廃止予定年月日に記載)
変更・廃止する営業所又は古物市場の名称	営業所等所在都道府県 : 営業所等整理番号 (フリガナ) セイカン ホンテン (漢字) 株式会社生環本店

変更予定の営業所の名称を記載する。

変更予定年月日	5. 令和 0 4 年 0 6 月 0 8 日
主たる営業所・古物市場の形態	1. 営業所あり 2. 営業所なし 3. 古物市場
主たる営業所・古物市場の名称	(フリガナ) セイカンクマモトホンテン (漢字) 株式会社生環熊本本店
主たる営業所・古物市場の住所	(住所又は居場所) 場合は、記載を要しない。市区町村 電話 () - 番 (内線)
その他の営業所・古物市場の形態	1. 営業所 2. 古物市場
その他の営業所・古物市場の名称	(フリガナ) (漢字)
その他の営業所・古物市場の住所	(住所又は居場所) 場合は、記載を要しない。市区町村 電話 () - 番 (内線)
所轄警察署	営業所等所在都道府県 営業所等整理番号

変更の日から3日前まで。(中3日を設けるの意) 3日前の日が閉庁日(土日祝日)の場合は、前開庁日までに届け出る必要がある

営業所の新しい名称を記載する。

その他の営業所の名称を変更する場合は、ここに変更予定の名称を記載する。

記載要領

- 1 最上段及び太枠右側の細枠線内には記載しないこと。
- 2 「変更予定年月日」欄には、当該事項の変更予定年月日を記載すること。
- 3 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。